様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　5月　　23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふじせいみつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 フジ精密株式会社  （ふりがな）しみず　あきら  （法人の場合）代表者の氏名　清水　章  住所　〒503-0012  岐阜県安八郡神戸町大字加納１２７番地の１  法人番号　4200001014636  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | フジ精密 DX方針 | | 公表日 | 2025年　　4月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フジ精密　DX方針内の  ・DXにおける当社の取り組み  ・DXビジョン  https://sites.google.com/view/fuji-dx/index | | 記載内容抜粋 | 労働人口の減少・情報技術者の不足などが言われる中でDXへの取り組みへ早急に対応しなければ、厳しい経営環境の中で生き残ることは難しいです。  当社では積極的にDXに取り組み、社内の体制を整えて、より高い収益をあげ、今後もますます成長していきます。  弊社では業務効率化を図り、お客様への素早い対応でお客様満足度の向上を図ることでビジネスを拡大していきます。  リアルタイムのデータを基にビジネスプロセスの最適化を取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内の担当部署で作成し、取締役会に確認を取り承認を得て決定しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | フジ精密株式会社DX戦略 | | 公表日 | 2025年　　4月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フジ精密株式会社DX戦略 P6 ５．企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略  https://docs.google.com/presentation/d/140Wh84rPqhuPsF8SEb21rwbiajWlGjiq04tWGXQRGQk/edit#slide=id.g241cedd80d9\_0\_30  P7 ６．DX推進のための組織体制・人材育成  https://docs.google.com/presentation/d/140Wh84rPqhuPsF8SEb21rwbiajWlGjiq04tWGXQRGQk/edit#slide=id.g2461d6f354d\_0\_5 | | 記載内容抜粋 | BIツールのルッカースタジオの活用を継続して、経営者がリアルタイムでのデータ分析ができるようにして市場や顧客の行動パターンを把握し、迅速な対応に繋げます。  生成AIの活用に積極的に取り組み作業・業務の最適化に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内の担当部署で作成し、取締役会に確認を取り承認を得て決定しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | フジ精密株式会社DX戦略 P7 ６．DX推進のための組織体制・人材育成  https://docs.google.com/presentation/d/140Wh84rPqhuPsF8SEb21rwbiajWlGjiq04tWGXQRGQk/edit#slide=id.g2461d6f354d\_0\_5 | | 記載内容抜粋 | 2023年度からDX推進チームを立ち上げ、社内で横断的にDX推進を展開しています。  既存の社員/新入社員のルッカースタジオの作成の教育等で組織全体のスキルアップを図る |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | フジ精密株式会社DX戦略 P6　５．企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な戦略  https://docs.google.com/presentation/d/140Wh84rPqhuPsF8SEb21rwbiajWlGjiq04tWGXQRGQk/edit#slide=id.g241cedd80d9\_0\_30 | | 記載内容抜粋 | 社員にiPadを配布し情報処理技術の活用の為の環境を整えます |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | フジ精密株式会社DX戦略 | | 公表日 | 2025年　　4月　　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フジ精密株式会社DX戦略 P8 ７．DX推進の達成状況を測る指標  https://docs.google.com/presentation/d/140Wh84rPqhuPsF8SEb21rwbiajWlGjiq04tWGXQRGQk/edit#slide=id.g241cedd80d9\_0\_40 | | 記載内容抜粋 | ・ルッカースタジオ・生成AIの活用を推進して業務効率化を図り、全社の時間外労働時間の低減  　全社平均一人当たり12.2hr/月→6hr/月  ・上記と同様の活動で顧客対応の迅速化を図り顧客満足度の向上で経営サポート売上 ５年後２倍 を目指す |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　4月　　25日 | | 発信方法 | フジ精密 DX方針  DXにおける当社の取り組み  https://sites.google.com/view/fuji-dx/index  代表取締役社長がテキストで発信します | | 発信内容 | 労働人口の減少・情報技術者の不足などが言われる中でDXへの取り組みへ早急に対応しなければ、厳しい経営環境の中で生き残ることは難しいです。  当社では積極的にDXに取り組み、社内の体制を整えて、より高い収益をあげ、今後もますます成長していきます。  今までの事業を見直しで生産性を改善し、新しい技術の利用で積極的に新たな価値を創造していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　3月頃　～　　　2025年　　4月頃 | | 実施内容 | 経済産業省「DX推進指標」による自己診断を実施し、IPAの  DX推進指標自己診断フォーマットのエクセルファイルを添付資料として提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　　6月頃　～　　　継続実施中 | | 実施内容 | 2023年6月にSECURITY ACTION制度に基づいて、二つ星の宣言を実施しました。  社内でサイバーセキュリティに関する方針を経営計画書に明記し社内に浸透させる |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。